

総務福祉常任委員会記録

招集年月日	令和5年12月1日(金)			
招集場所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開会 12月1日 午前10時00分			
	閉会 12月1日 午前11時08分			
出席委員	委員長 委員 " "	松尾 万葉香 近藤 沙織 田中 まどか 森崎 成喜	副委員長 委員 " "	加藤 将伍 加藤 大輔 山田 一繁 鈴木 健夫
欠席委員	なし			
説明のため	総合政策部長	国分 央	政策秘書課長	樋口 成男
出席した者の職氏名	主幹 (政策推進担当)	柳戸 秀介	主幹 (企画調整担当)	山下 達也
	財政課長	上田 延洋	主幹 (財政担当)	長谷川 和則
	主幹 (施設管理担当)	清水 寿		
	管財課長	関根 博	主幹 (財産管理担当)	浅野 英幸
	総務部長	相磯 剛啓	総務課長	高山 知子
	主幹 (庶務・ふるさと納税担当)	長岡 裕美	主 査	小林 孝弘
	主幹 (人事厚生担当)	長岡 篤史	主 査	小谷野 徹
	主 査	木村 圭太		
	税務課長	内藤 好一	主幹 (資産税担当)	井上 憲
	福祉子ども部長	荻野 毅	生活福祉課長	堀口 喜由
	主幹 (地域福祉担当)	栗山 秀晶	主幹 (生活支援担当)	大河原 陽子
	障がい福祉課長	大河原 直希	主幹 (障がい福祉担当)	樋口 真也

	子育て応援課長	大野 雅 司	主幹 (子育て応援担当)	加藤 恵 造
	主幹 (保育担当)	今 田 麻 弓		
	健康推進部長	梶 山 吉 之	保険年金課長	西 長 武
	主幹 (国民健康保険担 当)	小 島 敏 彦	主幹 (国民年金・ 医療費担当)	菊 地 誠 治
	保健相談センター長 所	野 澤 勝 行	主幹 (ワクチン接種 推進担当)	小久保 恵美子
	議会事務局長	林 政 男	次 長	吉 田 聡 明
	選挙管理委員会 事務局長	高 山 知 子	主幹 (選挙担当)	長 岡 裕 美
	主 査	小 林 孝 弘		
書 記	事務局長	林 政 男	次 長	吉 田 聡 明
	主 幹	金 子 砂知子		
付 託 事 件	議案第47号 令和5年度日高市一般会計補正予算(第5号)			
	議案第48号 令和5年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)			
	議案第51号 日高市債権管理条例			
	議案第52号 日高市職員の自己啓発等休業に関する条例			
	議案第53号 日高市職員の修学部分休業に関する条例			
	議案第57号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第58号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第59号 日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第60号 日高市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する 条例			
	議案第61号 日高市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第62号 日高市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を 改正する条例			
	議案第63号 日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例			
審 査 の 経 過				

(別紙のとおり)

開 会 午前10時00分

○松尾委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

これより総務福祉常任委員会を開会いたします。

本日の日程については、本定例会で付託を受けました議案第47号、議案第48号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号及び議案第63号の審査であります。

これらの議案については、既に本会議で提案説明を受けておりますから、本委員会での説明は省略いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、議案第48号 令和5年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第63号 日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

（説明員出席）

（健康推進部長）

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時01分

○松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第48号について質疑を願います。

森崎委員。

○森崎委員 議案第48号 令和5年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

全世代対応型の持続可能な社会制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行を受けた日高市国民健康保険税条例の一部改正に伴う補正予算であります。保険給付費は全額県支出金から、システム改修に関わる費用は市の一般会計から繰入金となっておりますが、システムの改修費は市が負担することになるのか、その点についてお伺いをいたします。

○松尾委員長 西保険年金課長。

○西保険年金課長 御質疑にお答えいたします。

このたびのシステム改修の内容は、産前産後期間の保険税の減額に伴うもので、国の施策に基づくものでございます。厚生労働省が作成しました減額に関する質疑応答集には、システム改修の費用は特別調整交付金による財政支援の対象とすることを予定しており、同交付金の交付基準は、10月を目途に示されるとの記載があることから、財政支援に関する手続等がいずれ示されるとは想定しておりますけれども、その後の国の動きがなく、現時点では詳細が不明です。減額制度の施行日が令和6年1月1日であることから、早急にシステム改修を行う必要があるため、

本補正予算においてはシステム改修に係る委託料の充当財源として一般会計からの事務費繰入金を増額することで対応したところでございます。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

田中委員。

○田中委員 2点お伺いします。

産前産後期間の国保税の軽減措置に係る今年度分、令和6年1月から3月までの国保税の減額分、これが本補正予算には計上されていないのですけれども、その理由について伺います。

2点目、一般被保険者療養給付費2億729万5,000円の増額及び一般被保険者高額療養費6,940万2,000円、これが増額されているわけですけれども、この理由について伺います。

○松尾委員長 西保険年金課長。

○西保険年金課長 御質疑に順次お答えいたします。

1点目の令和6年1月から3月までの保険税減額分を補正予算に計上しない理由でございますが、産前産後期間の国保税減額の対象となる出産被保険者の数を年間で30名程度と想定しております。減額制度の施行日、令和6年1月1日以後の3か月間の対象者数が少ないこと、また減額となる金額は各個人の所得状況に応じて変動することなどの状況を勘案した結果、当初予算の範囲内で対応できると判断し、補正予算への計上は行わないものでございます。

続きまして、2点目の一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増額の理由につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の緩和による被保険者の受診行動の増加、インフルエンザの流行期以外の流行などによる外来診療の増加、人工透析患者数が年度当初から5名増えていることなどの理由により、これまでの支給実績と今後の支給予測を検証した結果、これらの科目において当初の見込みを上回ることとなりましたので、増額補正をするものでございます。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○松尾委員長 質疑を終わります。

次に、議案第63号について質疑を願います。

森崎委員。

○森崎委員 全世代対応型の持続可能な社会制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正であります。市としてはどのような効果を期待しているのかお伺いをいたします。

○松尾委員長 西保険年金課長。

○西保険年金課長 御質疑にお答えいたします。

このたびの条例改正の目的は、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等を図ることにございます。少子化により社会の活力の低下が懸念される状況下においても、安心して子どもを産み育てることができる環境の形成に当たっては、国や地方自治体はもとより、企業、職場、地域など社会全体で応援していくことが必要となります。このたびの国民健康保険税の軽減措置につきましては、社会保障制度の支え手であります現役世代の負担増が見込まれる中で、特に子育て世帯の負担軽減を図るため、被用者保険制度との均衡を踏まえ、財政負担の在り方等にも留意した上で、出産時の経済的負担を軽減できる効果があると考えております。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

田中委員。

○田中委員 3点お伺いします。

産前産後期間の減額対象期間、これ4か月間なのですけれども、その途中で出産被保険者が転入または転出した場合、この扱いはどうなるのか伺います。

2点目、新たに追加される第22条の3の規定によりますと、産前産後期間の国保税軽減措置については届出が必要、つまり申請が必要ということなのですけれども、制度の周知はどのように行うのか伺います。

3点目、産前産後期間の国保税の軽減措置に対する国、県、市それぞれの財政負担の割合を伺います。

以上です。

○松尾委員長 西保険年金課長。

○西保険年金課長 御質疑に順次お答えいたします。

まず、1点目の減額対象期間中において出産被保険者に転入、転出による異動があった場合の取扱いにつきましては、異動前後の保険者間で情報の照会や提供を行います。その上で、それぞれの保険者が賦課する保険税の月分のみを減額することで、減額の対象月が重複したり、減額が継続しなかったりということがないように取り扱います。なお、市町村間の異動のため、減額する保険税の月額算出につきましては、それぞれの市町村の条例に規定する税率等によるため、異なることがございます。

次に、2点目の産前産後期間の軽減措置に関する周知方法につきましては、広報ひだか、市ホームページへの掲載のほか、窓口リーフレット等を設置いたします。また、出産予定日の6か月前からの届出や出産後の届出も可能とし、届出の期間を広く設けております。そのほか出生に関する他部署等と連携を図るなど、周知不足による届出漏れがないようにしてまいります。

続きまして、3点目の産前産後期間の国保税減額措置において減額に対する財政負担の割合につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の割合でそれぞれ負担をするもので

ございます。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○松尾委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○松尾委員長 これより討論に入ります。

議案第48号に対し、反対の願います。

(なし)

○松尾委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第48号 令和5年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○松尾委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第63号に対し、反対の願います。

(なし)

○松尾委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第63号 日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○松尾委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 令和5年度日高市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

初めに、健康推進部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(健康推進部長)

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時13分

- 松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

健康推進部関係について質疑を願います。

近藤委員。

- 近藤委員 一般会計補正予算の19ページですけれども、老人福祉費の後期高齢者医療広域連合療養給付費負担事務に関して、後期高齢者医療広域連合負担金増となっておりますが、この増額の理由を伺います。

- 松尾委員長 西保険年金課長。

- 西保険年金課長 御質疑にお答えいたします。

まず、事業の概要でございますが、後期高齢者医療財政において保険医療費総額から被保険者負担を除いたものなどの療養の給付に要する費用の財源として、法令で定めのある公費負担分、5割相当について国、県、市町村で一定割合を負担金として埼玉県後期高齢者医療広域連合へ支出するものでございます。令和5年度当初予算時における療養給付費について、埼玉県後期高齢者医療広域連合において過去の実績に基づき前年度比約7%増で見込まれておりましたが、令和5年度の実績について当初見込みを上回る傾向となっておりますことから、負担金増額の要請を受けたものでございます。なお、増額理由としましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合の推測として、外来診療の増加が主な要因であるとされており、国が新型コロナウイルス感染症を緩和し、マスク着用を個人の判断としたことが被保険者の受診行動に影響を与えたものなどを挙げております。

以上です。

- 松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

田中委員。

- 田中委員 保健相談センター、お願いします。予算書の15ページ、諸費のところです。衛生費国・県支出金等返還事務（保健相談センター）分7,295万円について、返還額が多額となった理由について伺います。

- 松尾委員長 野澤保健相談センター所長。

- 野澤保健相談センター所長 お答えをいたします。

この返還金は、新型コロナワクチン接種推進事業の財源として交付を受けました国庫負担金及び国庫補助金を事業の実績に基づく精算により返還するものでございまして、その内訳は国庫負担金では、国の精算区分である令和3年度からの繰越事業分が40万7,635円、令和4年度事業分が35万276円となり、国庫補助金では国の精算区分である令和3年度からの繰越事業

分が2,141万2,000円、令和4年度事業分が5,078万円となったものでございます。

返還額が多くなりました国庫補助金につきましては、接種費用に係る負担金とは異なりまして接種体制確保全般に係る特定財源でありまして、当市では一、二回接種時並みの接種率を想定しまして、集団接種会場の借り上げや会場運営に係る経費に不足が生じることのないよう国へ請求したのですが、実績におきましては一、二回接種の接種率までは至らなかったことから、集団接種の回数が抑えられまして、その経費余剰分が生じたものでございます。

以上でございます。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○松尾委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○松尾委員長 次に、総合政策部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総合政策部長)

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時21分

○松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合政策部関係について質疑を願います。

田中委員。

○田中委員 予算書の15ページ、オリンピック出場選手応援実行委員会の補助金について伺います。この補助金50万円について支出の根拠となる規則、要綱等があるのかどうか伺います。

2点目として、実行委員会の構成員と人数について伺います。

○松尾委員長 樋口政策秘書課長。

○樋口政策秘書課長 お答えいたします。

まず、オリンピック出場選手応援実行委員会に補助金を支出するため、補助金等の交付手続等に関する規則に定めるもののほか、新たに要綱を定める予定でございます。

また、実行委員会の構成員についてでございますが、市の執行部に加えまして、地域の皆様にも御協力いただきたいと思いますと考えております。日高市スポーツ協会、商工会、区長会などの方々にも御協力をいただきたいと思いますと考えておりまして、構成する委員の人数は15名程度の予定でございます。

以上です。

○松尾委員長 田中委員。

○田中委員 2点目について再質疑をさせていただきます。

市執行部、スポーツ協会、商工会、それから区長会などの長などが構成員となるということなのですが、この15人の中に女性が何人ぐらい入るか予想されますか。

○松尾委員長 樋口政策秘書課長。

○樋口政策秘書課長 女性委員の登用につきましては、今後調整をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○松尾委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○松尾委員長 次に、総務部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総務部長)

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

○松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部関係について質疑を願います。

田中委員。

○田中委員 予算書の35ページから37ページ、一般職職員の給与について伺います。給与の増額改定がここであるにもかかわらず全体として給与費が減額となっている理由について伺いたします。

○松尾委員長 高山総務課長。

○高山総務課長 お答えいたします。

給与費が減額となっている理由についてですが、会計年度任用職員以外の職員について当初の見込みよりも育児休業取得者や病気休職者が増加したこと、また会計年度任用職員のうちパートタイム会計年度任用職員について当初見込んでいた任用ができず欠員が生じたことから、不用額が生じ、全体としまして減額となっております。

○松尾委員長 田中委員。

○田中委員 会計年度任用職員のうちパートタイムの方の任用ができていないということなのですが、欠員が生じた職種、それから欠員による影響について伺います。

○松尾委員長 高山総務課長。

○高山総務課長 お答えいたします。

欠員が生じた職種についてですが、主に保育士について11名の欠員が生じたものであります。欠員が生じたことによる影響としましては、既存の職員で対応しており、保育所の施設運営に影響のないようにシフトの応援体制を組むなどし、対応しております。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○松尾委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○松尾委員長 次に、選挙管理委員会関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(選挙管理委員会事務局長)

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

○松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙管理委員会関係について質疑を願います。

(なし)

○松尾委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○松尾委員長 次に、福祉子ども部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(福祉子ども部長)

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

○松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉子ども部関係について質疑を願います。

山田委員。

○山田委員 子育て応援課、お願いします。予算書22ページ、子ども医療費の増額理由として幾つか考えられると思うのですが、考えられるその要因についてお願いいたします。

○松尾委員長 大野子育て応援課長。

○大野子育て応援課長 御質疑にお答えいたします。

子ども医療費支給事業についての御質疑でございますが、医療機関等の受診については明確な理由は判断しかねますが、考えられる主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症が5月8日に感染症の分類で5類に移行したことに伴い、コロナ禍以前の生活に戻る中、子どもたちの傷病リスクが高まったこと、また季節性のインフルエンザが終えんを迎えることなく通年で流行し、学校閉鎖、学級閉鎖など感染が拡大していること、埼玉県内の医療機関であれば、窓口負担なく受診できる制度が昨年10月から開始されたことにより、受診しやすくなっていることなどが挙げられます。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

近藤委員。

○近藤委員 補正予算書の22ページになります。子ども医療費支給事業のところちょっと今のところと少し理由が重なる部分があるかなと思うのですが、子ども医療費システム改修委託料、そしてひとり親家庭等医療費システム改修委託料、それからひとり親家庭等医療費の増というところで、これらの理由についてお伺いします。

もう一点ですけれども、23ページの公立保育所保育運営事業、こちら51万1,000円についてですが、歳入の10ページで寄附金の子育て応援協力金増となっていて、こちらも51万1,000円が計上されているかと思うのですが、それぞれの内容に関してお伺いいたします。

○松尾委員長 大野子育て応援課長。

○大野子育て応援課長 それでは、御質疑に順次お答えいたします。

まず、1点目の子ども医療費支給事業についての御質疑にお答えします。令和6年4月から支給対象年齢を18歳の年度末まで拡大することに伴い、子ども医療費システムを改修するものでございます。

続きまして、2点目、ひとり親家庭等医療費支給事業についての御質疑にお答えいたします。こちらも令和6年4月から支給対象年齢を18歳年度末まで拡大すること、支給者のうち課税世帯に負担を求めていました自己負担金を廃止することに伴い、ひとり親家庭等医療費システムを改修するものでございます。また、医療機関等の受診につきましては、明確な理由は判断しかねますが、考えられる主な理由としましては、埼玉県内の医療機関であれば窓口負担なく受診できる制度が今年1月から小・中学生で開始したことに伴いまして、受診しやすくなっていることなどが挙げられます。

続きまして、3点目でございます。公立保育所保育運営事業についての御質疑にお答えいたします。こちら、明治安田生命保険相互会社川越支社から日高市に市の子育て事業に役立てていただきたいと、地元応援金としまして寄附の申出がございましたので、いただいた寄附により公立

保育所にて木製のおもちゃ、避難車、乳母車を購入させていただき、市の子育て施策に活用しようとするものでございます。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

田中委員。

○田中委員 生活福祉課、お願いします。予算書の24ページ、低所得者自立支援事業についてです。扶助費内での組替えが行われています。それぞれの傾向を踏まえての組替えということなのですが、その傾向について御説明をお願いします。

○松尾委員長 堀口生活福祉課長。

○堀口生活福祉課長 お答えいたします。

まず、生活扶助費につきましては、生活保護基準の見直し及びコロナ禍や経済状況の影響等により、令和5年10月1日から世帯員1人当たり月額1,000円程度の増額が実施されたこと、また居住地を失った被保護者が新たに居住地を設定する際に必要最低限の家財道具等をそろえる費用、転居の必要性のある被保護者の家財道具を移送する費用及び家財処分費用等が増加しております。住宅扶助につきましては、居住地を失った被保護者や転居指導に基づき転居する被保護者が新たに居住地を設定する際に必要となる敷金等の支出が増加しております。医療扶助及び介護扶助につきましては、重症患者や介護度の高い要介護者の発生等の大きな変化がないことを前提とし、上半期の支出状況から推計した場合、多少の余剰が出ると考えております。施設事務費につきましては、令和4年度末に施設事務費の改定があったことにより、当初予算を上回る扶助費を要することとなっております。以上により、扶助費内のそれぞれ増額及び減額により予算の組替えを行うものでございます。

以上になります。

○松尾委員長 田中委員。

○田中委員 度々居住地を失った被保険者という言葉が出てくるのですが、居住地を失うということはどういう場合が考えられるのでしょうか。

○松尾委員長 堀口生活福祉課長。

○堀口生活福祉課長 お答えいたします。

居住地を失う場合でございますが、家賃滞納や近隣トラブル等によりそれまで住んでいた居住地を退去せざるを得なくなった場合と、また既に居住地から退去し、知人等を転々としている場合や車中生活をしている場合などがございます。

以上になります。

○松尾委員長 田中委員。

○田中委員 そういう場合は、どういうふうにして新しいところを見つけるというか、市のほうでど

ういう手助けをされているのかちょっとお願いします。

○松尾委員長 堀口生活福祉課長。

○堀口生活福祉課長 退去せざるを得ない場合までの期間がある場合につきましては、新たなアパート等を探したりするのですが、もう既に追い出されてしまったと言ってきた場合もあるのですが、そういった場合は無料低額宿泊所などを紹介して一旦そこに住んでいただいて、その間にまた新しいところを探すという形になります。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○松尾委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○松尾委員長 次に、議会関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(議会議務局長)

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時38分

○松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会関係について質疑を願います。

(なし)

○松尾委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○松尾委員長 これより討論に入ります。

議案第47号に対し、反対の方願います。

田中委員。

○田中委員 議案第47号 令和5年度日高市一般会計補正予算(第5号)に反対の立場で討論いたします。

本予算には、この総務福祉常任委員会所管に限ってみても子ども医療費支給事業の対象拡大、重度心身障がい者医療費の県内現物支給化、国民健康保険税の減免など市民の生活に重要な予算が盛り込まれておりますけれども、市長、副市長、教育長の期末手当引上げ分が計上されており、影響額が少ないとはいえ賛成することはできません。

特別職の期末手当引上げについては、後ほど条例改正への反対討論をさせていただきます。

○松尾委員長 次に、賛成の方願います。

加藤委員。

○加藤（大）委員 議案第47号 令和5年度日高市一般会計補正予算（第5号）に賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の補正予算は、医療、子育て等、今まさに必要、そして待ったなしの取組が含まれた予算になっております。そういった取組を止めるわけにはいかないということで、本案に賛成をいたします。

○松尾委員長 次に、反対の方願います。

（なし）

○松尾委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号 令和5年度日高市一般会計補正予算（第5号）を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数） （起立6名、不起立1名）

○松尾委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 日高市債権管理条例を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

（説明員出席） （総合政策部長）

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時41分

○松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

加藤委員。

○加藤（大）委員 議案第51号 日高市債権管理条例について質疑をいたします。

条例策定の背景に業務ごとの管理体制に適切な事務処理の限界が生じたとお伺いしております。条例策定後は台帳の整備が義務づけされますが、どこの部署でどのように管理されることになるのか、また事務が効率化される部分も御説明ください。

○松尾委員長 樋口政策秘書課長。

○樋口政策秘書課長 お答えいたします。

債権管理体制についてでございますが、債権を所管する各所属において台帳を整備した上で条例に基づき適正な管理を行ってまいります。その上でやむを得ない理由により債権を放棄する状況

となった場合など、その統括事務及び条例の運用につきましては政策秘書課で所管をいたします。事務の効率化につきましては、条例という共通ルールに基づき、今まで整理が難しく保有し続けられないといけない状況であった債権を順次整理していくことで、当該事務の効率化につながるものと考えております。

以上です。

○松尾委員長 ほかには質疑はございませんか。

田中委員。

○田中委員 債権の現状についてちょっとお伺いします。回収が困難な債権については、会計上不納欠損として処理されていますけれども、現状ではその中でも債権放棄がされていないものがあるということなのでしょうか、御説明をお願いします。

2点目として、条例制定に当たり市の債権管理の基本的な考え方について改めてお聞かせください。

○松尾委員長 樋口政策秘書課長。

○樋口政策秘書課長 答えいたします。

1点目の不納欠損と債権放棄の御質疑でございますが、税や介護保険料、保育料など公法上の原因に基づいて発生する市の債権、いわゆる公債権につきましては、原則として地方自治法の規定により5年間で消滅時効となり、法律上、債権自体が消滅となります。一方、私法上の契約に基づいて発生する市の債権につきましては民法が適用され、時効の時期が到来しても債務者が時効であると主張するいわゆる時効の援用がないと、債権自体が消滅せずに残り続ける状態となります。不納欠損として会計上処理されてきたものは、公債権が時効を迎えたもののみであり、債権放棄されていないものはございませんが、回収困難で債権放棄すべき事案はございます。これらの債権を適正に放棄し、整理することで、債権に係る労力が削減されるものと考えております。

2点目の債権管理の基本的な考え方でございますが、先ほど申し上げました時効の例など、公債権と私債権で法律上の対応が異なることなどにより、業務ごとの管理体制に適切な事務処理の限界が生じ、より一層の適正な事務執行体制を図っていくことが必要となっております。そのため、市の債権管理に係る事務処理の共通すべき事項を定め、公正かつ円滑な行財政運営を行うため、市債権管理条例を制定するものでございます。徴収すべき方からはしっかりと徴収し、徴収が困難なケースは条例に基づき適正に債権放棄するなど、債権の適正管理をするものでございます。

以上です。

○松尾委員長 田中委員。

○田中委員 1点目の御答弁の中に回収困難で債権放棄すべき事案はございますと、現状あるということなのですが、具体的には事例とか挙げていただくことができますか。

○松尾委員長 樋口政策秘書課長。

○樋口政策秘書課長 お答えいたします。

主に水道料金債権や厚生基金貸付金に係る債権など私債権の事案となりますが、件数等につきましては債権自体の精査ができていないため、条例制定後、債権ごとに再精査してまいりたいと考えております。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○松尾委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○松尾委員長 これより討論に入ります。

議案第51号に対し、反対の願います。

(な し)

○松尾委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第51号 日高市債権管理条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○松尾委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 日高市職員の自己啓発等休業に関する条例、議案第53号 日高市職員の修学部分休業に関する条例、議案第57号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第58号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第59号 日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第60号 日高市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総務部長)

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前10時47分

○松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第52号について質疑を願います。

加藤委員。

○加藤（大）委員 議案第52号 日高市職員の自己啓発等休業に関する条例について1点質疑いたします。

職員の身分を保障したまま国際貢献活動をすることができるということですが、国際貢献活動はどのようなことで日高市に効果が還元されることを想定しているのかお聞きいたします。

○松尾委員長 高山総務課長。

○高山総務課長 お答えいたします。

どのようなことで効果が還元されるかについてですが、職員に幅広い能力開発を促す自己啓発の機会を提供することを目的とし、海外での貢献活動による経験が職員の物の見方や価値観を変え、職務に対して新たな改善を生み出すことを期待しております。その結果、市民に対してよりよいサービスの提供へとつながり、海外での経験が市民に還元されるものと想定しております。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

田中委員。

○田中委員 2点お伺いいたします。休業期間は無給ということなのですが、2年から3年収入がなくなるということで、その点で2点お伺いします。

退職金の算定には影響するのでしょうか、それから給与から引かれていた年金、それから保険料についての扱いはどうなるかお伺いします。

それから、2点目が休業中のアルバイトや兼業、これは認められるのかどうかお伺いします。

○松尾委員長 高山総務課長。

○高山総務課長 順次お答えいたします。

まず1点目、退職金の算定に影響があるかについてですが、退職手当の額の算定に当たり自己啓発等休業した期間については、休業後の勤続年数に応じて除算されることとなるため、退職金への影響があります。また、給与から引かれていた年金や保険料についての扱いですが、休業前と同様に本人負担分は本人が負担し、市負担分は市が負担をいたします。

次に、2点目の休業中のアルバイトや兼業についてですが、任命権者の許可を受けて行うことが可能です。ただし、兼業が就業、就学等に悪影響を与える場合や兼業先から得る報酬の額が生活費や学費のため必要と考えられる範囲を超えている場合など、兼業が認められないこともございます。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○松尾委員長 質疑を終わります。

次に、議案第53号について質疑を願います。

山田委員。

○山田委員 議案第53号、市職員の修学部分休業に関する条例、2040年問題、もう目の前に迫っていますけれども、市職員のスキルアップは欠かせないというふうを考えております。この条例策定で期待することについてお伺いをいたします。

○松尾委員長 高山総務課長。

○高山総務課長 お答えいたします。

条例策定に期待することについてですが、職員に幅広い能力開発を促す自己啓発の機会を提供することを目的とし、その結果を職務復帰後に何らかの形で公務へ還元することにより、公務の能率的な運営に資することを期待しております。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○松尾委員長 質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑を願います。

森崎委員。

○森崎委員 議案第57号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、特別職の期末手当支給割合については、引上げ時期も引下げ時期も今までずっと人事院勧告に沿って変更して行っている。県内ほとんどの自治体が一般職員の期末勤勉手当の総支給割合に準じている状況であり、自治体間の均衡上のバランスを図ってきたものと認識しているが、間違いないかお伺いをいたします。

○松尾委員長 高山総務課長。

○高山総務課長 お答えいたします。

委員のおっしゃるとおりで間違いはございません。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○松尾委員長 質疑を終わります。

次に、議案第58号について質疑を願います。

森崎委員。

- 森崎委員 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、改めて確認しますが、特別職の期末手当については特別職報酬等審議会の審議の対象となっていないということで間違いはないのでしょうか、お伺いをいたします。
- 松尾委員長 高山総務課長。
- 高山総務課長 お答えをいたします。
委員のおっしゃるとおり審議対象外でございます。
以上です。
- 松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。
(な し)
- 松尾委員長 質疑を終わります。
次に、議案第59号について質疑を願います。
山田委員。
- 山田委員 議案第59号、令和6年4月時点で見込まれる55歳を超える市職員の対象者数についてお願いします。
- 松尾委員長 高山総務課長。
- 高山総務課長 お答えをいたします。
対象者は50人の見込みとなっております。
以上です。
- 松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。
(な し)
- 松尾委員長 次に、議案第60号について質疑を願います。
森崎委員。
- 森崎委員 議案第60号、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当から特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の名称が変更となることですが、新型インフルエンザ等対策特別措置が改正され、他の感染症への対応が変更になったためと思われるが、具体的な違いは何かお伺いをいたします。
- 松尾委員長 高山総務課長。
- 高山総務課長 お答えいたします。
新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、特定新型インフルエンザ等対策について新たに規定されたことに伴い、感染症の発生及び蔓延の初期段階から職員の派遣が可能となったことから、手当の名称が変更となっております。
以上です。
- 松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○松尾委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○松尾委員長 これより討論に入ります。

議案第52号に対し、反対の方願います。

(な し)

○松尾委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第52号 日高市職員の自己啓発等休業に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○松尾委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第53号に対し、反対の方願います。

(な し)

○松尾委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第53号 日高市職員の修学部分休業に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○松尾委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第57号に対し、反対の方願います。

田中委員。

○田中委員 議案第57号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。

本議案は、市長と副市長の期末手当の支給割合を0.1月引き上げ、年4.5月とするものです。これは、人事院勧告及び埼玉県人事委員会の勧告を踏まえた職員のボーナス引上げに合わせたものですけれども、職員のボーナス引上げの内訳は、期末手当0.05月分、勤勉手当0.05月分

となっており、勤勉手当のない特別職に職員の期末勤勉手当総支給額割合と同様の支給をするのは妥当ではありません。

また、人事院勧告は、労働基本権を制約されている公務員に対して公正な賃金を設定するため、中立な機関として勧告をするものです。したがって、労使関係にない特別職の給料、期末手当等については勧告に縛られず、その職責と実績、市の財政等を考慮した上で決めるべきであり、その判断のためにはやはりその都度特別職報酬等審議会に諮るべきと考えております。特別職の期末手当の支給割合などを独自に決めることが難しいことは理解しております。でも、だからといって自ら分析、理由づけせず、勧告に常に自動的に従うというこのやり方は、地方自治の観点からも適切ではないと考えております。

以上の理由から、本議案に反対いたします。

○松尾委員長 次に、賛成の方願います。

加藤委員。

○加藤（大）委員 議案第57号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論をいたします。

期末手当の支給割合変更については、これまでも市職員の期末手当の支給割合に応じて変更してきており、令和5年人事院勧告及び令和5年埼玉県人事委員会勧告に沿って市職員とのバランスを踏まえた適正な変更内容となっております。また、特別職の期末手当については、特別職報酬等審議会の審議対象になっておりません。

以上のことから、本案に賛成をいたします。

○松尾委員長 次に、反対の方願います。

(なし)

○松尾委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立6名、不起立1名)

○松尾委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○松尾委員長 これより討論に入ります。

議案第58号に対し、反対の方願います。

田中委員。

○田中委員 議案第58号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

反対の理由は、先ほどの議案第57号に対する反対討論と同様です。

○松尾委員長 次に、賛成の方願います。

加藤委員。

○加藤（大）委員 議案第58号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に対し、賛成の立場から討論をいたします。

期末手当の支給割合変更については、これまでも市職員の期末手当の支給割合に応じて変更してきており、令和5年人事院勧告及び令和5年埼玉県人事委員会勧告に沿って市職員とのバランスも踏まえた適正な変更内容であります。また、特別職の期末手当については、特別職報酬等審議会の審議対象になっておりません。

以上のことから、本案に賛成をいたします。

○松尾委員長 次に、反対の方願います。

（な し）

○松尾委員長 よって、討論を終結いたします。

これより議案第58号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数） （起立6名、不起立1名）

○松尾委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第59号に対し、反対の方願います。

（な し）

○松尾委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第59号 日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なし）

○松尾委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第60号に対し、反対の方願います。

（な し）

○松尾委員長 討論なしと認めます。

よって討論を終結いたします。

これより議案第60号 日高市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○松尾委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 日高市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号 日高市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (福祉子ども部長)

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時03分

○松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第61号について質疑を願います。

山田委員。

○山田委員 議案第61号です。子ども医療費が18歳まで拡大することについて、こども基本法では子ども施策は社会全体で取り組んでいくことが必要であるとされていますけれども、この条例改正による対象年齢の拡大は、そのような趣旨にのっとった改正という理由でよろしいのでしょうか。

○松尾委員長 大野子育て応援課長。

○大野子育て応援課長 御質疑にお答えいたします。

子どもの健やかな成長を願い、子どもの成長を社会全体で応援していくという考えの下、子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもが安心して医療機関等を受診できるよう、対象年齢を現行の15歳までを18歳までに拡大するものでございます。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

田中委員。

○田中委員 今までこういうふうに自治体独自で医療費の無料の対象を拡大していきますと、国のほ

うで負担金の減額、負担金の算定にいわゆるペナルティーを課してきたと思うのですけれども、今それはどうなっていますでしょうか。

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時05分

○松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大野子育て応援課長。

○大野子育て応援課長 御質疑にお答えいたします。

先ほどの御質疑の内容につきましては、詳細につきましてはまだ把握しておりませんので、お答えのほうは控えさせていただきます。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○松尾委員長 質疑を終わります。

次に、議案第62号について質疑を願います。

山田委員。

○山田委員 議案第62号です。この条例改正で期待される効果についてお伺いをいたします。

○松尾委員長 大野子育て応援課長。

○大野子育て応援課長 御質疑にお答えいたします。

国が実施した調査には、ひとり親家庭の約半数が貧困家庭に該当するという調査結果がございます。ひとり親家庭の医療にかかる経済的負担の軽減を図ることにより、ひとり親家庭の生活の安定が子どもの健やかな成長に寄与するものと考えております。

以上です。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○松尾委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○松尾委員長 これより討論に入ります。

議案第61号に対し、反対の方願います。

(な し)

○松尾委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第61号 日高市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○松尾委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第62号に対し、反対の方願います。

(なし)

○松尾委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第62号 日高市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○松尾委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審議は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時08分

総務福祉常任委員会

委員長 松 尾 万 葉 香